

東日本大震災に関する緊急要望

平成23年5月

宮城県市長会

宮城県町村会

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、甚大な被害が広範囲にわたり、現行の災害対策法制の想定を超えた、まさしく国難というべき大災害であり、新規立法措置を含め、既存の枠組みを超えた強力な支援方策の構築を国の総力を挙げて取り組んでいくことが必要不可欠である。

よって、国は、こうした被害の実態を直視し、筆舌に尽くし難い苦難と悲嘆の中から再建への途を懸命に模索する被災自治体に対して、次の事項について万全の対策を速やかに講じるよう要望する。

宮城県市長会長

仙台市長 奥山 恵美子

宮城県町村会長

美里町長 佐々木 功悦

1. 特別措置法による事務手続きに係る負担軽減 及び国庫補助の一括交付金化について

今回の大震災による被災地域は広大であり、被災件数も膨大に上ることから、国の財政支援が従来どおりの補助金を中心としたものとした場合、国・地方自治体双方において補助金の交付に要する事務が膨大となり、自治体の事務運営に支障をきたすおそれがあるばかりか、喫緊の対応が必要な災害復旧工事に多大な影響を及ぼすものである。

補助金での財政支援の場合には、各補助金を所管する省庁ごとに補助対象事業が事細かに定められているため、被災箇所 1 箇所ごとに各省庁と綿密に協議を重ねる必要があり、更には、協議を重ねた結果、一部の費用が補助対象外になったりするなど、省庁によって補助対象の範囲がばらばらであったり、省庁の定める補助単価を超過した場合には補助対象外になるのが通例である。

また、現行制度における災害復旧事業については、補助対象範囲が限定的であることに起因し、財源の裏づけを意識した対応となると、補助対象になるのかどうかの確認が優先されてしまうことなどから、真に求められる優先順位と乖離してしまうなどのおそれがある。

よって、特別措置法の制定を強く要望するものであり、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 喫緊の対応が求められる災害復旧工事に際し、時間的に予算の配分決定後の施工が困難な場合、担当責任者の承認のみで工事を行い、完了後、正式の補助申請をすることが認められている施越工事制度があることから、施越工事承認の柔軟な対応と補助申請にあたっての事務手続きを簡略化すること。

また、既存の法令等に定める災害復旧事業計画概要書ほか各種申請書提出期限の大幅な緩和、各種申請書及び実績報告に係る提出書類の大幅な簡略化、写真等による災害査定の簡略化、補助事業期間の大幅な延長等により、災害査定を簡略化すること。

- 2 公共土木施設災害復旧事業をはじめとする災害復旧対策に対し、災害復旧費の国庫補助について、測量設計費を対象に加えるなど、被災状況に応じ対象条件を緩和するとともに補助率を引き上げるなど、柔軟に対応し早期復旧に向けて強力な支援を行うこと。
- 3 事務手続き及び災害査定を簡略化、被災状況に応じた対象条件の緩和のためにも、一括交付金の考え方を導入し、被害額・被災者数・被害面積等の外形的な基準などにより交付額を算定するとともに、交付金の使途についても各自治体がそれぞれの実情に応じて柔軟に対応できるようにすること。

2. 震災廃棄物の処理について

震災により発生したがれきの量は、県内で通常出される廃棄物の23年分にも及び、自治体の処理能力を大きく超え、対応に苦慮している。被災地の復旧、復興を進めるためには、広域的かつ膨大に発生した震災廃棄物を迅速かつ適切に処理することが急務である。

よって、国は、必要な体制の整備とともに、公有地・民有地の区別なく全額負担するよう要望するものであり、具体には、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 がれき等の撤去については、地域の別や被災の程度にかかわらず、補助率を嵩上げし全額国の負担とすること。また、自治体が行うがれき等の除去については、河川、港湾、道路、宅地、農地など現にがれき等の存する場所にかかわらず、全額国の負担とすること。
- 2 がれき等の一次仮置き場は各自治体において設置しているが、既に大量のがれき等が持ち込まれており、二次仮置き場への搬送が急務となっている。現在、県において、二次仮置き場の設置について検討しているが、設置場所や供用開始までのスケジュール等具体の検討内容が示されていない状況である。ついては、国は、自治体に対し、二次仮置き場の整備について、技術的に助言するとともに、一次仮置き場として国有地を提供するなどの措置を講じるとともに、仮置き場の現状復帰に要する費用については全額国の負担とすること。
- 3 震災に伴い発生した大量の廃棄物を処理するに当たっては、財政的な支援のみならず人的支援も不可欠である。既に他都市に応援の職員をお願いしているが、がれき等が大量かつ広範囲に存するため、各自治体においては人員の確保が急務となっている。また、がれき等には家屋や車など個人資産も多くその撤去に当たっては所有者とトラブルになるなど、対応に苦慮しているところである。ついては、国は、がれき等の撤去に必要な人員の確保とともに法的トラブルに対する支援等を検討すること。

3. 応急仮設住宅の供与について

避難所での厳しい生活を強いられている被災者にとっては、応急仮設住宅の建設は、今後の震災復旧・復興の最大の柱の一つであり、住まいの提供に留まらず、様々な困難な状況を力強く乗り越えていただくため、一時的に安心して生活できる場ともなる。

しかし、用地や資材の確保、高齢者や障害者、介護に配慮した整備等、様々な課題も多い中で、各自治体においては、多岐にわたる被災を受け様々な対応が求められていることから、財政出動が極めて困難な状況にある。

よって、国は、この度の大震災により住まいを失われた方々が、一日も早く、安心して生活再建への一步を踏み出すことができるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 応急仮設住宅については、国の責任において、希望者全員が入居できるよう早急に対応すること。
- 2 現行制度では現物給付の原則があり、民間賃貸物件の借り上げによって提供する応急仮設住宅についても、自治体が先に借り上げてから被災者に提供することとされているが、被災者がやむを得ない理由により自ら確保した住宅に住んでいる場合でも、経済的負担を軽減する措置が必要であり、家賃補助等現金給付による被災者への救済を行うこと。
- 3 今回の大震災のような大津波の被害を受けた地域においては、平坦地の確保が極めて困難であり、丘陵地への建設を検討せざるを得ないが、このような場合には、土地の造成に多額の財政負担が発生することとなり、自治体の負担のみで進めることは、極めて困難であるため、丘陵地等を平坦地に造成する費用については、全額国の負担とすること。
- 4 応急仮設住宅については、一定の公平性に留意しつつ、世帯構成や生活様式など、地域特性に応じた住宅整備や、高齢者や障害者等に配慮した福祉仮設住宅の整備など、多様な規格の住宅が、安価にかつ迅速に提供されるよう、関係業界に働きかけること。

4. 宅地災害復旧事業に関連する国庫補助制度の拡充について

今回の大震災は、沿岸部における津波被害だけではなく、昭和 30 年代後半以降に丘陵部を切り開き造成した住宅団地の広範な地域において、地盤の崩落や地すべりが発生し、非常に多くの家屋や宅地の人工法面、擁壁等に甚大な被害をもたらしている。更に、本震に加え 4 月 7 日の震度 6 強の余震など継続する余震や降雨等により、一層被害は拡大している。余震活動が収まらない中で、梅雨の時期を控えて、地域住民の不安・不満が増しており、一日も早い対応を求めるものである。

現行制度では、宅地の復旧は、原則として所有者個人が行わなければならないが、今回の被害は規模が大きく、宅地所有者が自ら復旧するには負担が大きく、困難な状況となっている。また、各自治体においても多岐にわたる被災を受け、財政出動が困難な状況にある。

よって、国は、宅地災害にあった地域住民が安全に安心して暮らせる生活を取り戻し、地域の日でも早い復興を実現するため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 国は、今回の大震災による津波被害者の住宅再建に対しては負担軽減を検討しているが、宅地被害を受けた住宅団地は、住民の高齢化も進んでいることから、宅地被害にあった方々に対しても、同様の負担軽減が行われるよう、宅地の復旧・再整備に要する制度の拡充や新たな制度の創設を図るとともに、費用全額を国の負担とすること。
- 2 現行制度に関しては、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業など宅地災害復旧に関連する補助事業について、全額国費とするとともに、自然がけに加えて、高さ 2m 以上の人工法面やコンクリート擁壁等を補助対象とするなど、採択要件を拡大する特例措置を実施すること。併せて、事業費枠を廃止すること。
- 3 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業について、全額国費とするとともに対象面積や戸数などの採択要件を大幅に緩和する特例措置を実施するとともに、小規模住宅地区改良事業や住宅地区改良事業についても、補助率を嵩上げし、採択要件を緩和する特例措置を実施すること。
- 4 現在の被災者生活再建支援制度や災害援護資金制度においては、個人の所有する資産のうち、住宅の被害を基準として支援する内容となっているが、宅地被害についても住宅同様に資金的な支援策を講じること。